

テーマ	第1回あいちトリエンナーレ名古屋市あり方・負担金検証委員会議事録
日時	2019年12月19日(木) 15時00分～17時00分
場所	都市センターホテル(東京都千代田区平河町2-4-1)

事務局 ただいまより、第1回あいちトリエンナーレ名古屋市あり方・負担金検証委員会を開催します。本日の司会を務めます名古屋市文化歴史まちづくり部長の月東でございます。よろしくお願いいたします。はじめに、名古屋市長の河村たかしよりご挨拶申し上げます。

河村市長 (挨拶)

事務局 本検証委員会の目的でございますが、縣市主体の公共事業でございますあいちトリエンナーレ2019に多くの市民が不快と感じ、ハラスメントと捉えられる作品が出展されました。そして、当該展示の中止や再開にあたり、あいちトリエンナーレ実行委員会の運営会議を開催して議論するよう、当委員会の会長である愛知県知事に再三にわたり要求してまいりましたが、開催されないまま10月8日に展示が再開され、10月14日に閉幕を迎えました。これらの状況を踏まえて、公共事業としての芸術祭のあり方、負担金支払いに関する法的課題、市が負担することが適切な費用の範囲、次年度以降の関わり方などについてご議論いただき、方向性をお示しいただきたいと考えております。続きまして、委員の皆さまを50音順にご紹介いたします。まずは、大東文化大学副学長で元衆議院調査局決算行政監視調査室首席調査員の浅野善治様でございます。浅野様は平成21年から名古屋市法制アドバイザーも務めていただいております。次に、上武大学ビジネス情報学部教授の田中秀臣様でございます。経済政策の観点からご意見を賜りたいと存じます。続きまして、美術批評でライターの田中由紀子様でございます。過去3回のあいちトリエンナーレにコーディネーターやエデュケーターとして関わられた経験をお持ちでございます。続きまして、元名古屋高等裁判所長官で弁護士の中込秀樹様でございます。副座長を務めていただきます。最後に、元内閣法制局長官で前最高裁判所判事の山本庸幸様でございます。座長を務めていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。また、本日は名古屋市長の河村たかしと、名古屋市法制アドバイザーの北口雅章弁護士を同席させていただいております。ちなみに、北口弁護士はこれまであいちトリエンナーレの問題に関する名古屋市の対応や検証委員会の設置などにつきまして、名古屋市長及び事務局の相談役として関与していただいております。それでは、ここから山本座長に進行をお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

山本座長 座長の山本でございます。私の簡単な自己紹介をしますと、昭和48年に旧通産省に入りまして20年間務めました。それから内閣法制局に出向いたしまして20年間務めて、最後は長官をしたあと、6年前に最高裁判所に移りまして、そこで裁判官を6年間務めました。今年の9月に退官したばかりですが、今は弁護士をやっております。そして、私と名古屋の関わりですが、実は千種区の城山中学を卒業しまして旭丘高校に進みました。私の2年下に河村市長の弟さんがおられて、1年上に河村市長ご自身がおられて。今回は先輩からの頼みですから、ここに座っております。どうぞよろしくお願いいたします。ということで、あとから委員の皆さま方に簡単な自己紹介をお願いしたいと思っております。まずは、とりあえずここで認識を共通するために、名古屋市の事務局から今回のあいちトリエンナーレ2019の経緯につきまして、簡単にご説明していただければと思います。

事務局 それでは、事務局よりトリエンナーレのことについてご説明させていただきます。名古屋市文化振興室長の上田でございます。まず、お手元の資料に従いまして進めさせていただきますが、最初

にあいちトリエンナーレの運営体制でございます。お手元の資料 1 をご覧いただきたいと思います。あいちトリエンナーレ実行委員会規約をご覧ください。規約第 6 条によりまして、会長に愛知県知事を、会長代行に名古屋市長を充てることとされています。また、規約第 13 条に運営会議が定められており、事業計画など重要な事項を議決することと書いてあります。続きまして、資料 2 あいちトリエンナーレ実行委員会組織図をご覧ください。中央に運営会議がございまして、知事、市長のほか、ご覧のメンバーの方々に構成しております。続きまして、資料 3 では運営会議の開催や、開幕後の「表現の不自由展・その後」をめぐる経緯を一覧にしております。随時こちらをご参照いただきながら、このあとの説明を進めていきたいと思っております。次に、平成 29 年度の動きについてご説明いたします。資料 3 の経緯を合わせてご覧いただければと思います。平成 29 年 5 月 1 日、第 1 回芸術監督選考委員会におきまして、選考スケジュールの確認、芸術監督の選考条件の検討、監督候補者について意見交換が行われました。この芸術監督選考委員会の委員は、実行委員会委員や、学識経験者などから会長が委嘱することとされており、名古屋市は関与しておりません。そして、資料 4 にございますが、5 月 11 日付にて、芸術監督の選考条件について運営会議の書面評決依頼がございました。芸術監督の選考条件は資料に記載の通りでございまして、大きく 3 点示されております。その後、6 月 4 日に開催された第 2 回芸術監督選考委員会において、多数決により津田大介氏が選出され、資料 5 にありますように、7 月 18 日の運営会議で津田大介氏を芸術監督に選任することが諮られ承認されました。津田氏の推薦理由や芸術監督選考委員会の概要は資料 5 に示されております。続きまして、資料 6 にありますように、10 月 20 日の運営会議には津田芸術監督によりテーマとコンセプトが示され、資料 7 にありますように、平成 30 年 3 月 22 日の運営会議には開催概要が示されました。それでは、資料 3 に戻りまして、平成 30 年度の動きについて引き続きご説明させていただきます。7 月 11 日付で、前年度の事業報告と収支決算報告が出されました。平成 31 年 3 月 27 日の運営会議にて、資料 8 のように平成 31 年度の事業計画と収支予算が示されました。続いて、資料 9 をご覧ください。ここから、表現の不自由展その後の経緯などについてご説明します。先ほど資料 8 でご説明いたしました、平成 31 年 3 月 27 日に開催された運営会議ですが、合わせて参加アーティストの紹介を含むプレスリリース資料である資料 9 が配布されました。ここに「表現の不自由展・その後」が国際現代美術展の 1 アーティストとして参加することが示されております。そして、慰安婦問題、天皇と戦争、植民地支配、憲法 9 条、政権批判などの記述はありますが、展示作品の詳細について記載されておりません。令和元年 7 月 22 日に、あいちトリエンナーレ実行委員会事務局から名古屋市に資料 10 によりまして、「表現の不自由展・その後」の展示作品について情報提供がなされました。なお、この作品一覧には昭和天皇の肖像を燃やす、大浦信行氏の動画作品『遠近を抱えて part II』は記載されておりません。資料 11 は、この展示に至るまでの芸術監督の動きを、愛知県が設置したあいちトリエンナーレのあり方検証委員会の資料から抜粋をしたものであります。これによりまして、平成 30 年 5 月から「表現の不自由展・その後」の出展に向け、津田氏が動かれていたことが分かりますが、本市では先ほどの資料 9 のプレスリリース資料、そして資料 10 の一覧が共有されるまで、情報が知られることはありませんでした。また、資料 12 には『遠近を抱えて part II』が資料 10 の一覧に記載されていなかったことについて、愛知県の検証委員会資料や、あいちトリエンナーレ実行委員会事務局から聞き取った内容につきましてまとめております。実行委員会事務局も 7 月 30 日になり、初めて『遠近を抱えて part II』が出展されることを把握したとのことです。資料 3 に戻りますが、8 月 2 日に名古屋市長が現地を視察し、同日会長である大村知事宛に行政の立場を越えた展示が行われていることに厳重に抗議する

とともに、即時天皇陛下や慰安婦問題に関する展示の中止を含めた適切な対応を求める抗議文を提出いたしました。そして、8月3日、同展の展示中止が実行委員会会長である知事から発表されました。次に、他の出展作家への影響につきましてご説明いたします。資料13は名古屋市美術館におけるモニカ・メイヤー氏の作品の展示が一時中止、変更される旨の説明を受けた際に、事務局から提供を受けた資料でございます。次に、今年度の本市負担金についてご説明します。資料14は今年4月1日に実行委員会から提出を受けた交付申請書などの資料でございます。資料15は4月16日付で本市からお出しした交付決定通知で、資金計画に基づきまして4月、7月、10月の3回に分けて、総額約1億7,000万円を交付することとしております。なお、この負担金は概算払いとなっており、事業終了後に決算額に応じて精算し、収入が上回っていれば返還していただくこととなっております。資料16ですが、負担金の10月の支払年月日を前に交付決定を変更し通知したものです。資料15の交付決定時の条件8に、対象事業について報告を求められることとしておりますが、度重なる運営会議の開催依頼にも対応が無く、十分な報告を受けられていないことなどから、条件4の事情の変更があった場合に交付決定を変更できる規定に基づいて、交付年月日を事業費の精算完了後とし、金額未定と変更したものでございます。また、11月末をめどに、事業および会計に関する報告の提出を求めたところでございます。資料17は11月末に実行委員会事務局から提出された事業および会計に関する報告です。続きまして、特に問題となった作品について「表現の不自由展・その後」実行委員会のウェブサイトの資料からご説明いたします。資料18をご覧ください。大浦信行氏の『遠近を抱えて』は14点の版画作品ということですが、そのうちの4点が展示されるとされている一方、本展覧会を契機に制作された『遠近を抱えて part II』においては、作品を燃やすシーンが戦争の記憶にまつわる物語の中に挿入されていると、天皇の肖像を燃やす動画作品についてもここには記載をされております。中垣克久氏の『時代の肖像—絶滅危惧種 idiot JAPONICA 円墳—』は、かまくら型の外壁に新聞記事などが掲げられ、上部に日の丸、下に星条旗が置かれた作品でございます。次に、キム・ソギョン、キム・ウンソン夫妻の『平和の少女像』は、在韓国日本国大使館前に設けられた像と同じ形状の作品です。最後に、事務局からの情報提供対応等の状況を資料19によりご説明いたします。「表現の不自由展・その後」について、7月22日に一覧の提供を受けました。翌23日に知事の見解について質問し、24日に芸術監督が決定した内容を尊重し、円滑な運営に必要な対策を取ることが知事の見解との回答を得ております。9月30日には表現の不自由展実行委員会との和解が成立した旨を報道で把握しましたが、この仮処分申し立てや、和解について事前の協議や情報提供はありませんでした。10月7日夜に知事が翌日からの展示再開を発表しましたが、直前に情報提供はあったものの、事前に協議はありませんでした。続いて、運営会議の開催についての依頼の状況はご覧の通りでございます。電話やメール、面会等の口頭での依頼の他、8月16日、9月4日、9月27日には文書でも依頼をしておりますが、現時点までは開催をされておられません。なお、つい先日も報道発表がございましたように、来週の12月26日に運営会議を開催することの報告を受けたところでございます。事務局からの説明は以上でございます。

山本座長　　どうもありがとうございました。あいちトリエンナーレ2019の経緯の説明を受けたところでありますけれども、これから委員の皆さま方の自己紹介を兼ねた、本件に対する感想をお聞かせいただいて、そのあと検証項目に従ってお話を進めていきたいと思っております。それでは、まず私の感想のようなものをできるだけ第三者的立場から申し上げたいと思っております。東京在住なものですから、実は名古屋における細かいやり取りというのは承知していませんが、3つ感想がございます。第一は中身という

か実体的な問題であります。もちろん、表現の自由が何にも増して重要な価値でございますけれども、この場合にはやはり市民の税金の使い方としてこれで良かったのだろうかという論点が必ず出てくると思います。例えば、この色々な展示内容の中で問題となった3点、少女の像、天皇の肖像画の焼却ビデオ、かまくら型の円墳、この展示内容につきまして例えばこれを芸術ではないと切ってしまう言い方もあると思いますが、これが芸術かどうかというのはなかなか難しい主観的な問題でして、例えば作家が一生懸命ものを作ってこれは芸術だと出すと、第三者にそんなものはゴミだと言われる。これは作った側は黙っておられないということがあって、物事を切り分ける基準としてこれはなかなか難しいのかなと思います。それについて何か基準はないかと思って考えますと、私も長年国家公務員をやっていたものですから、補助金の使い方というときに必ず補助金の交付要綱とか運用方針はあるんです。名古屋市に芸術品に関する補助金の交付要綱とか運用方針はないのかと聞いたら、あると言うんです。それを少し見せていただくと、宗教的なもの、あるいは政治的なもの、これは交付しないとあるんです。このうち宗教的なものは政教分離の原則から当たり前だと思うんですが、特に政治的なものにはなぜ出さないんだろうと思いますと、例えば後援名義にしても政治的中立性のあるものというふうに私も公務員時代にやったことがありますので、そういう政治的中立性かどうかというのがひとつの大きなメルクマールだと思うんです。そういうことでいいますと、なぜこれがこうなっているかという、やはり市民の方には色々な立場の方がおられますから、この方はこの政治的立場に立ち、別の方は別の政治的立場にある。それが一方だけを出しますと、それに対して必ず反発がある。ということで、そこにひとつの政治的な葛藤といいますか、闘争が行われるんです。多分、芸術に関する展示というのは、芸術を皆さんと一緒に楽しむという比較的平和的な催しなものですから、そこにそういう政治的な闘争を持ち込むのは良くないということで、そういう基準になっているのではないかと推察するわけです。ということで、かなりそれに近い問題が起こっているのではないかなと思うわけです。例えば、8月いっぱい1万件以上に及ぶ抗議があったということは、やはりこれはどう見てもかなり政治的意図があって展示されて、それに対する政治的反発があったと思われるんです。この辺をいかにどう考えるかというのが今回の審議のポイントかと思えます。もうひとつは、手続きの問題です。先ほど少し河村市長もおっしゃられていたように、私も外から見ていまして、例えばあいちトリエンナーレ実行委員会の下に表現の不自由展の実行委員会があって、その実行委員会と芸術監督と事務局が5月頃これを心配して愛知県警に相談に行っている。そこで警備を強化しろとか指導を受けたわけですが、その話がどうも実行委員会の方には伝わっていない。それでようやく公になってあいちトリエンナーレ実行委員会の会長である知事のところに話が上がったようなのですが、それに対して県の検証委員会あるいは知事の方から、例えばこの少女像につきまして、現物ではなくパネルにできないのかとか色々指摘があったらしいのですが、結果的にそのものが出たわけですね。そういう話が本来であれば、重要なことですから実行委員会とか運営会議とかそこで議論されるべきなのに、それをした形跡がない。それからしばらく経って、本番の一週間前になって7月22日に初めて名古屋市が内容を知ったわけですけど、そのときの資料を見させていただきますと、写真と文書があるんですね。その写真が少女像はぼやけた形ですが一応見られるのですが、残りの2つは実はモザイクがかかっているようでよく見えない。これでは内容は分からないですね。文書の方もよく分からない。とりわけ天皇肖像焼却ビデオについてははっきり書いていなかった。要するに何も書いていなかった。そういう状態で8月の展示本番を迎えて、ああ大変なことになったなということが、この経緯から分かりました。私はどうもこの経緯からすると、最後の最後までひょっとして内容を隠し

て、そして突然変更してきたのが実情じゃないかなと思うわけです。この経緯をどう考えるかです。それからもうひとつの手続き論は、先ほど少し申し上げましたように、この実行委員会の規約によると重要なことがあれば運営会議で議論するとなっているのですが、開かれていないという話でしたよね。8月1日から3日で中止したわけですけど、このときは緊急事態でありますから、まだある程度は分かると思うのですが、さらに10月になって再開したと。この再開のときには時間があつたわけですから、こういうところで議論をしてそこで決着を着けるべきはずのところをそれがされていない。こういう経緯をどう考えるのか、というのが私が考えている3つの論点であります。少し長くなりましたが、名簿順にまず各委員の方から最初に簡単な自己紹介とご意見、ご感想があればよろしくお願い申し上げます。浅野委員いかがでしょうか。

浅野委員 委員の浅野でございます。自己紹介からさせていただきます。現職は大東文化大学の法科大学院で教授をいたしております。教えている内容としては憲法を教えております。副学長も務めております。これまで、大学を卒業しましたのが1976年ですが、大学を卒業してすぐに衆議院法制局というところに就職いたしております。衆議院法制局というのは国会議員の議員立法の立案補佐をする部署でございます。そこで河村たかし議員の様々な議員活動を補佐させていただいたという経緯でございます。特に河村先生、実はNPO法を最初に考え付いたのが河村たかし先生でございます。そんなことをきっかけに河村先生とのお付き合いをさせていただいております。それで、2004年にロースクールができたときに大東文化大学に移っております。名古屋との関わり合いですが、今申し上げたように河村市長との繋がりがあるということとは別に、実は私の両親の本籍が名古屋でございます。それで、私も結婚して東京に本籍を移しているわけですが、それまでは名古屋市の中区に本籍があつたということでありまして。そういう関係もございまして、今日ここにいるということかもしれません。自己紹介としてはそういうこととでございます。今の経緯、その他についての感想ということですが、こういう事実があつたということ、これはもちろんそういうこととでございます。表現の自由は極めて重要だということ、これについては私もまさにそう思っております。特に3点の展示内容が非常に問題になっているということもございまして、3点も含めてこういった芸術については表現の自由を最大限に尊重されてきたと思っております。ですから、そういった意味ではこういう内容のものが良くないということではない、そういう風には思っています。ただ一点、この問題を考えるにあたって少し整理しておかないといけないことがあるかと思ひます。ひとつは、展示内容に関係なく例えばその地域の安全が確保できない、来場者の安全が確保できないということで展示を規制をする、あるいは展示を再開する、こういう問題をそのときにどう議論するかという問題がございまして。それから、もうひとつは展示内容自体を問題にして、今回の事情がどうであつたかという振り分けがあるかと思ひます。特に今回は展示内容を問題にしてという方だと思ひますが、その展示内容を問題にする場合にもいくつか振り分けをしておく必要があるのかなと思ひます。ひとつは名古屋市でということと今回こういった委員会が開かれているわけですが、名古屋市の地域の中で芸術家の方がこういう内容の展示をするということがあつたときに、名古屋市長が名古屋市内で行われる芸術の内容について、これはだめだと言って禁止をする。今回はこういうケースではないわけですが、こういうケースがひとつ考えられると思ひます。それからもうひとつは、名古屋市、あるいは今回は愛知県となるかもしれませんが、そういった公共主体が設置する公の施設を利用して芸術展が行われる。その芸術展の内容について、内容を問題にして名古屋市長なり名古屋市が何かをする、こういうケースというのが2つ目のケースとして考えられるかと思ひます。それから3つ目の

ケースとしては、名古屋市が一定程度内容を含めた芸術展の運営に関与できる芸術展である場合ということです。今回はこれに近いと思うのですが、例えば実行委員や運営委員に名古屋市長はじめ、名古屋の局長の方がそこに参加しておられます。そういった意味では、運営に対して一定程度の関与ができるという芸術展で、そこにおける内容について名古屋市長が意見あるいは運営に対する行動をなさるというケース。これを3つ切り分けて考える必要があると思います。今回のケースでいえば、明らかに3番目のケースだと思います。これを1番目や2番目のケースだということで、良い悪いと言って議論するわけではなく、3番目のケースとしてこれが良いのか悪いのか、どうあるべきなのかという検証がなされなければいけないと思います。それからもうひとつは、名古屋市がさらにこの芸術展に対して財政支出をする、補助金や負担金を出すという決定をしている芸術展の場合です。この場合には、名古屋市がどういう行動を取ることができるのかできないのか、その内容について何か関与することができるのかできないのか、こういう論点ですね。この3番目のケースと4番目のケースということで、議論を整理していかなければいけないのかなというのが感想でございます。以上です。

山本座長　　どうもありがとうございました。では、続きまして田中秀臣委員よろしくお願ひいたします。

田中秀臣委員　　経済学者の田中秀臣と申します。なぜ今回私が呼ばれたのかと、先ほど控室で簡単に経緯をお聞きしたんですが、産経デジタルのiRONNAというサイトに今回のあいちトリエンナーレの件について、2つほど論説を書きまして、題名は私が付けたのではなくて産経側が付けたので、私のセンスを一切表していないことをご了解いただいて読み上げますが、『「表現の不自由展」甘い蜜に付け込まれた津田大介の誤算』と。すごいですね。もうひとつは『あいちトリエンナーレ「真っ当」朝日新聞が忘れたおカネの重み』で、こういった2つの論説を書いたわけです。それぞれ、経済学というのは美術や美学、芸術と常に緊張関係を持った学問で、簡単に言うと皆さんのイメージする経済学というのはお金に関わるもので、芸術的価値を含めて全てをお金という単一の価値に還元しやすい学問なんですね。そういった点では芸術と経済学というの絶えずは対立ないしは緊張関係にある学問領域に携わっているということです。今回のあいちトリエンナーレ、特に「表現の不自由展・その後」をめぐる問題というのは、私から見て経済学のひとつのテーマ、特に補助金であるとか、先ほど事務局の方から名古屋市民もしくは今回の展示物をご覧になった方へのハラスメントであるとありましたが、そのハラスメントという用語は恐らく私の記憶するところによると、先ほど紹介しましたiRONNAの論考で私はハラスメントという概念を他に先んじて出してきました。それをお使いになっているのかなと漠然と思うのですが。そういった経緯で恐らく経済学者の代表的な意見というわけではないですが、ひとつの典型的な意見をここで述べることができれば良いかなと思っています。感想ですが、多少長めではありますが、せっかく文書も書いてきたのでそれを読み上げるようなかたちで述べたいと思います。「表現の不自由展・その後」を企画展示したことで、今回のあいちトリエンナーレは芸術祭に過度な政治的対立、社会の分断、そしてさらに名古屋市民の皆さんにも政治的対立を持ち込んでしまった。さらに精神的経済的負担、ハラスメント的なショックも与えてしまったかもしれない。あいちトリエンナーレの今回のテーマは「情の時代」でした。「情」というのは情報の情であるし、情念の情でもあります。津田大介芸術監督の書いた文章には、『「情の時代」とは、さまざまな現代の問題が、単なる「事実」の積み重ねでは「真実」に到達できなくなっていて、むしろ感情的な対立によってシロクロはっきりした二項対立に落とされている』とありました。そして「この二項対立の状況が、いわば敵と味方という感情的な対立をさらに深めている」

と。これは私ではなくて津田芸術監督の言葉です。この状況の中で、この情の対立を打ち破る別の情の観点が必要だと津田さんは言うわけです。それが本来のアート・芸術の役割だと彼は言ったわけです。この津田監督の意図は文字通りだけ見ると、実に私も共感できる点があります。ところが、今回の展示を見た限りでは実態は全く違うという風に私は断言せざるを得ません。むしろ「表現の不自由展・その後」は、アートではなく、政治的なプロパガンダ、扇動として理解され、それを巡って厳しい対立が生じました。これは明らかなことだと思います。特に慰安婦問題を象徴する少女像、昭和天皇の肖像写真を燃やし、その燃え尽きた灰を踏みにじる映像は大きな批判を浴びました。制作者たちの意図は、それぞれ言い分はあるでしょうが、この展示全体が政治的に偏っているのは明白だと思っています。その意味ではあいちトリエンナーレの今回のテーマ設定自体を裏切り、全体の企画の意図から言えば完全なる失敗だったと思います。このような政治的に過度に偏ったもの、さらには世論の対立が深刻な芸術展示にどのように公の支援、この場合は金銭的な支援、または会場の提供、そしてスタッフの人的な貢献、そういったものが私は個人的には関わるべきではなかった、慎重に行うべきで少なくとも議論を尽くすべきであったところを、今のところは事務局の説明によると情報提供が十分にされていない、また議論が十分に行われていない、または場合によればこういった政治的テーマを扱うのであれば十分な時間をかけて、市民の皆さんの理解を得た上で行うことが理想だと思います。そういった丁寧なことをやっていなかった。さらに、これはネットで知りましたが、津田芸術監督が東浩紀アドバイザーと対談した記録がありまして、こんなことを言っているんですね。津田さんの言葉ですが「公立美術館で撤去されたものを、表現の不自由展という展覧会を持って来る体にして全部展示してやろうという企画で、恐らくみんな全然気づいていないのだけど、これが一番やばい企画になるんですよ、政治的には。」完全に政治的な意図を込めて今回の展示をやっていると。こういったものが本当に我々が多くの市民に提供する展示としてふさわしいものだったのかどうか、ここに大きな論点があるのではないかと今感想レベルでは思っています。具体的な公共事業に対する経済学的な観点からの支出のあり方とか、具体的なものは議論の中で話したいと思います。以上です。

山本座長 どうもありがとうございました。それでは、田中由紀子委員よろしく願いいたします。

田中由紀子委員 田中でございます。よろしく願いいたします。先ほどご紹介にもありました通り、2010年から企画コンペのコーディネーターや教育普及を扱うエデュケーターという立場で2010、2013、2016とトリエンナーレにスタッフとして関わって参りまして、現在は東京で活動しております。今、田中さんのお話を聞いて、表現の不自由展はご覧になられたんですね？

田中秀臣委員 それが大学の授業が絡んで、再開が、授業期間中で短かったので見られていません。

田中由紀子委員 後半で最後の2週間くらい再開したときもご覧になられていないと。

田中秀臣委員 授業が始まっちゃって。

田中由紀子委員 なるほど。分かりました。あと、山本さん、中込さん、浅野さんはあいちトリエンナーレには出向かれて作品やパフォーマンスアーツ、公演をご覧になったりはされていますか？

各委員 ないですね。

田中由紀子委員 そうですか。では、私は一般来場者レベルのトリエンナーレの感想から言いますが、私も伺ったのが第二週だったので、クローズ後だったのですが、やはり東京にいますと、これまであいちトリエンナーレに対してあまり興味を持たなかったアート関係者の方も、私が愛知出身だと言うと「あいちトリエンナーレすごいことになっているね」みたいなことをよく報道を見て色々声を掛けていただ

いたり、心配だったり、今まで行ったことないけど今回は興味あるから行くよなど、そういった良い意味でも悪い意味でもとても興味を持ってもらっているような感想を、東京周辺ではアート関係の方々から何人か耳にしたという感じです。クローズ後に会場に展示を拝見しに行ったのですが、報道のピリピリした感じに比べると、会場はとても落ち着いていて、そういったピリピリした雰囲気もなく、事務局やスタッフの方がとても丁寧に対応していただいているのだなと印象を持ちました。たまたま、津田監督がクローズになった展示の周辺にいらっしゃって、お客様と談笑しながらクローズになりましたというパネルの前で記念撮影されている場面にも遭遇して、お客様にもサービスされているのだなと思って拝見していました。ただ、そのあとに事務局や愛知県、名古屋市にクレームの電話が大変な状態で、職員の方たちがその対応に追われて精神的にもご負担に思われた方が多かったというお話を聞いて、とても気の毒に思いました。ただ、展示は今回の「情の時代」という津田さんが提唱された情報社会の情であったり、人間の感情だったり、そういったテーマに沿った情報社会やジェンダー問題を取り扱った作品がたくさん並んでいてテーマ性の高い展示になっていたと思います。そのなかで表現の不自由展というのは、全体の中で言うところごく一部のシェアなわけですね。その部分が取り沙汰され過ぎて、あいちトリエンナーレ全体の今回のクオリティの高さや皆さんの注目度が高かった点等が少し置き去りにされているのは、ちょっと残念なのかなという気がしています。あと報道等で表現の自由だったら何をしてもいいのかとか、プロパガンダになっているのではないのかとか、展示中止というのは検閲ではないのかとか、色々な論点で語られていたのですが、色々入り組んでいるので問題を整理して検証すべきであると思っています。今回名古屋市は県のあり方検討委員会とはまた違って、名古屋市のあり方・負担金検証委員会ということなので、公共の空間で公共の資金を使って行うべき展示や企画であったのかというところが主な論点になるのかと思うのですが、先ほど山本さんのお話の中に宗教的・政治的なものについては公に交付金を交付しないという話がありましたが、現代美術についてはいかにも楽しくて美しいものが美術というわけではなくて、どちらかというとグロテスクだったり、目を覆うようなものも多くあったり、現代美術というのは同時代に生きる作家さんによる作品ということなので、今を生きる社会や政治やそういった社会環境の中で、作家さんが問題意識を感じたことがアウトプットとして表現に生まれるわけなので、そういった政治問題や社会問題から無関係ではいられないというのが現代美術の作品には多くあるというか、ほぼほぼそういったものだと思います。今回特にそういった政治的・社会的な問題を扱っているというところで、一旦展示中止になった作品をあえて展示して、表現の自由について一般の方に考えていただくという問題も含めて展示をしたというところが大元の意図だったと思われます。ただ、そこでこの展示をするのであれば、作家の制作意図や問題意識がもっと来場者の皆さんにスムーズに伝わるような見せ方、主にキュレーションという言葉を使ったりしますが、そういった伝わりやすい作品と作家と鑑賞者を繋げるような取り組みがもっとなければいけなかったのではないかと思います。例えば、見たくない人には見なくてもいいような仕掛けとか、不可解に思うかもしれない展示がありますということを誰にでも分かるように大きく表示をしておいて、見たくない人が見ないでスルーできるような構成にしておいたり、あとガイドツアーや表現の自由をめぐるディスカッションやシンポジウムといったプログラムと並行して行う。そういったことも含めてアートを見る人のリテラシーを向上させる取り組みをするということも、この情報社会に生きる私たちにとってアートがなせる業だと思いますので、そういったことがされると良かったのではないかと感じています。

田中秀臣委員　　ちょっといいですか。田中委員の先ほどの問いかけは他の方々にも誤解が生じてしま

うと思うのですが、他の委員の方々もみんな我々は動画で提供されていた資料であるとか、そういった今回の問題になったものについては見ているわけなので、そういった点では作品を見ていないというわけではないわけです。先ほどの田中委員の話であると、まるでトリエンナーレに実際に行っていないと何も具体的なことを語れないようなニュアンスで、この動画や委員会の様子をご覧になる方が誤解を招いてしまうと思うのですが、我々はあいちトリエンナーレ全体を評価するために集まっているわけではなくて、そこで論点になっている作品をチェックすればいいわけですね。そういったところを誤解のないようにお願いしたいと思います。

田中由紀子委員　すみません。誤解があるようなお話の仕方をしてしまったのは申し訳なく思うのですが、作品というのは、例えば映像であればパソコンの画面で見られたり、あとは写真だったりとかでも見れますけど、実際の展示空間にある、その空間の中で見る人との関係性、例えば作品が展示される場所との関係だったり広さとの関係であったり、そういったものでも見え方というのはとても変わってきます。なので、もちろんトリエンナーレに足を運んでいच्छゃらないから作品を見ていないと言ったつもりは全くありませんが、やはりその場での実際の見る体験というのは大事だと思っています。ただ、実際に見た方のアンケートの中で、やはり不快な印象を持ったという方がたくさんいच्छゃったので、そういった部分が展示の中で評価される方も中にはもちろんいたのですが、ハラスメントだと思ったり、ヘイトスピーチだと思ったりという方のアンケートもありましたので、実際そういう感想があるということはお伝えしておきます。

山本座長　私も田中委員に聞きたいのですが、過去3、4回トリエンナーレをご覧になっていますよね。その時に今おच्छゃった政治的・社会的関心を従示した作品というのは、やはりあったのでしょうか？

田中由紀子委員　政治的な問題というものは今特別思いつかないのですが、政治的な問題を取り上げた展示というのはやはりそれがすごく強く表れていたり、それほど強く表れていなかったりする場合もあると思うのですが、それは作家さんの作品には表れている部分は往々にしてあると思います。ただ、過去の作品についてこれがこうでしたとスムーズにお伝えできないのですが。

山本座長　しつこいようで申し訳ないですが、昔のものには無かったか、あるいは印象に残らなかったかのどちらかだと思うのですが、そういうものと比較して今回のインパクトというのはどう思われますか？政治的・社会的なインパクトにおいて、これはかなり例外的に強かったのではないかと思うのですがどうでしょうか。

田中由紀子委員　過去のトリエンナーレに比べると、そういった政治的・社会的な内容を扱った作品が過去に全く無かったとは言えないと思いますが、今回そういったものが強く表れているという印象は今回、特別あります。あとは街中展開といいまして、今回は円頓寺商店街や豊田市の街中に展示をしています。過去も長者町などで展示をしているのですが、そういったところは一般の方がチケットもなく気軽に見られる展示というものもございます。そういったことも含めて、あまり政治的だったり今回のジェンダーを扱っていたり、そういった主張の強い作品というのは比較的街中にはなくて、割と皆さんが見て楽しいなアートって面白いなと思えるような作品の展示がこれまでの3回は多かったかなと思いますが、今回は街中展示でも特に映像作品でジェンダーを扱った作品などがあり、とてもテーマに沿って展示されていたという印象があります。

山本座長　どうもありがとうございました。では、中込委員よろしくお願いいいたします。

中込委員　中込と申します。私は昭和42年から裁判官をやっています、民事事件、行政事件を定年

まで担当してきました。その定年のときに名古屋高裁長官だった縁もあって呼ばれたと思います。私は裁判官で行政局というところにおりまして、比較的行政事件を担当した経歴が長く、今回は補助金行政に対する負担などが焦点の委員会ということもありまして参加させていただいています。私は今、弁護士で今10数年になりますけど、裁判官のときに三百人劇場事件というのがあって、これは巣鴨の真ん中に三百人劇場という福田恆存さんが主宰している小さな劇場がありまして、そこで天皇裕仁の劇をやったんですね。天皇裕仁が姦通をして不倫をしているとかそんな内容の劇を上演したんですけど、右翼などが反論して街宣車が来たり、今回のように脅迫電話があつたりして結局中止したんです。2回くらいやって中止したんですかね。それで、劇をやった劇団が契約違反だということで損害賠償を請求した。そのときの裁判長で関わりまして、私たちの出した結論は中止はやむを得ないということになりました。住宅街の真ん中で住民に大変な迷惑をかけて、そういう特殊な事情もありました。一定の配慮が必要だったということで配慮を欠いたということで若干の賠償は認めたんですけど、中止したこと自身については誤りだったとは判断しなかったんですね。そういった経験もありました。今回も、私はこのトリエンナーレー連の騒動の経過を見て感じることは、まず芸術監督を選任した以上、その人がどういうものを展示するかということについてはですね、ある意味専属とは言いませんが、相当の采配をもちろん持っていると思います。公共の場所での市や県が主催する展覧会や、特に非常に今の日本で問題になるような案件を展示する、そのこと自身についてどうこう言うことはできないし、むしろその内容が偏っているとかこういう評価をすること自身が一種の偏った立場の評価になってしまうところもあるので、内容についてはそう感じる人の逆の立場の人もいっぱいいるわけで、そこに立ち入ることはこの委員会では難しいのではないかと思います。むしろ公務とか負担金などの方向で議論した方が良いのではないかと私は思います。一番問題なのは、意志疎通を欠いているということだと思います。芸術家も先ほど作品を隠していたという話もありました。やはり、主催者がいて河村市長も先ほど責任がある立場だと言っていました。そういうところで展示する以上、こういった作品を展示すれば騒ぎになることは明らかです。先ほども話しましたが天皇について問題にするということは、一定の勢力の人たちが大変な騒ぎになるということは容易に予測できたと思います。そうであるなら、芸術監督としてこういう作品を展示するなら、それについてどういう対策を取るか、実際に運営する人たちと相談してどうするかという意思の疎通をしてやらないとどうしたってこういうことになります。これは容易に想像できたし、容易にそういった対策をしなければいけないと分かっているが、やってしまった、許してしまったところに非常に問題があったのであろうと私自身は思います。そのことと、こういった内容を展示することの是非というのは一度切り離して考えるべきだと思います。その是非を言い出すと、まさにまた反対の方々もいっぱいいらっしゃるわけですから、それは難しいことだと思います。それは私は少なくとも立ち入るべきではないと思っています。以上です。

山本座長 どうもありがとうございました。ここで各委員のお考えが分かったと思いますが、どちらかという先ほどの私の整理では内容の問題と手続きの問題があると言いました。内容に入ると今、中込委員がおっしゃったように、色々な立場があるからなかなか難しいだろうと。この短い検証期間では難しいだろうということです。この点浅野委員はどうお考えでしょうか。

浅野委員 内容の問題ですが、これは名古屋市長が実行委員であり、また運営委員でもあるわけで、実は芸術監督自体も運営委員が選任をするということになっています。そういうことからすれば、実行委員あるいは運営委員が全く内容に関知できないというわけではないと思います。名古屋市長の立場で

内容について一定の対応を持って意見を言われるということは、当然あって良い話だと思います。ですから、そういったことがこの芸術展の運営の中のどこかで活かされなければいけないはずですけど、それが無かったということ。これが一番いけないことなんだと思います。内容が悪いからどうのこうのというのではなくて、やはりその内容を決めていく手続きの中で、ちゃんとしかるべき意見を言える人たちの意見が反映されていなかったところが問題だと思います。

山本座長 よく分かりました。今度は田中秀臣委員ですけれども、内容というよりは比較的手続きの方を問題にすべきという、我々法律家の考え方ですが、田中秀臣委員いかがお考えでしょうか。

田中秀臣委員 僕もそうなんです。先ほど田中由紀子委員が現場の雰囲気だとか、置かれた作品の解釈の話をおっしゃっていましたが、それははっきり言って副次的というか、この委員会でやるべきお話ではないと思うんですね。やはり手続き論といいますか、公共事業として芸術祭への支援を考えたときに先ほども感想レベルで言いましたが、情報提供の部分で非常に貧弱で、また展示を決める際の当事者間のコミュニケーションが十分に取られていない。我々に提示された動画のパートⅡありましたが、あれをなぜ我々が事前に見ているかという、それが名古屋市に当初提供された資料の中に無かった、なおかつそれを中心にして3点あるんですが、大きい社会的な反響をもたらした作品としてそれが浮き上がってきた。つまり「表現の不自由展・その後」の支援のあり方を見る上で、情報提供の欠陥というのは明らかで、それが今回の大きな社会問題化した背景になっているわけです。ということで、手続き上の欠陥は大きいと思います。あと、経済学の立場で言うと、何で芸術活動に公的な支援をしなければいけないのかという、そもそも論なんですけど、これは正の外部性というもので、芸術作品を生み出したり消費する当事者以外の幅広い人たち、今回でいえば名古屋市民の方々であるとか来館された方々、そういった人たちにプラスの恩恵を与えること、作品を見て良かったとか創作意欲が刺激されたりとか、そういったものがなければいけないんですね。経済学者の多くの論点は、ハイカルチャー、伝統的な芸術であるとか伝統芸術、そういったものには皆がその価値を認めていますので、正の外部性があるだろうということで支援が付きやすいのですが、現代芸術は絶えず論争的で、最低でも価値観の対立が過度に鋭いものはふさわしくない。もしくはやるにせよ、相当準備をかけて情報提供の齟齬や手続き上の重大な過誤がないようにするのが普通ではないかなと思っています。

山本座長 ありがとうございます。ここで田中由紀子委員は今の田中委員の意見をどうお考えでしょうか。

田中由紀子委員 私も先ほど言いました通り、検証ポイントをまず整理しなければいけないということはすごく思っていて、内容云々に関しては、県の検証委員会で諸々検討していただいている、すでに報告書とかもまとめていただいているようなので、今ここでこの場でやることというのは、例えば先ほど経緯の説明の中であった名古屋市の運営委員会の開催要請が無視されているとか、作品の情報共有が直前までされていなかったということなど、先ほどから手続きと呼ばれている情報共有の問題、あとは名古屋市としてお金を出すということは責任を共有することだと思いますので、そういった部分では実際に電凸攻撃なども市にも回って来ていて皆さんご苦労されていたりするので、今回なぜそういった状態になってしまったのかということと、そういったことがこれからスムーズにできるシステムとかフレームを今後作っていけるといいのではないかと思います。

山本座長 ありがとうございます。ここで事務局からいただいている検討項目、これは委員会の設置要項の第2条に書いてあることで、(1)公共事業としての芸術祭のあり方、(2)市の負担金支払いに関す

る法的課題、(3)市が負担することが適切な費用の範囲、(4)次年度以降の関わり方等々あるのですが、今日はできたら(1)(2)(3)までの概略を議論できればと思っています。順にお伺いしていきますが、ひとつめは公共事業としての芸術祭のあり方でございます。今まさに田中由紀子委員がおっしゃっていたことですが、これについては過度に中身を変えましょう、例えば作品の芸術性とかありますが、この辺はある程度で結構ですからお考えをお伺いしたいなと思います。浅野委員どうでしょうか。

浅野委員　今回のことに置き直して申し上げるとすれば、あいちトリエンナーレの実行委員として愛知県知事あるいは名古屋市長、あるいは愛知県や名古屋市の職員の方が入っていらっしゃるわけです。これは何で入れているのか、その意図ですよね。そのときに愛知県知事あるいは名古屋市長はそれぞれの立場で色々なことをおっしゃるわけですよね。これはそういう意見を反映して運営をするんだという意図が恐らくそこにあるはずです。だとすれば、公共事業として芸術祭をやるとなれば、今回も名古屋市長としての意見や立場がある程度そこに反映されるというのは、ある程度期待されているのだらうと思います。ですから、今回のケースで言えば、そういったことが全く無視されていること、これがひとつ大きな問題だらうと思います。

山本座長　田中秀臣委員いかがでしょうか。

田中秀臣委員　補助金というか、学者であれば科研費というものを申請したりすることがあるじゃないですか。それを研究計画についての事前チェック、そして事後的なチェックをするわけですよね。そのときに専門家の意見を聞いたり、反映するわけですが、今回はパワーワードみたいな検閲という言葉が独り歩きしていますよね。河村市長が何かおっしゃるたびに、また他の政治家の人たちが異議を申し立てるとそれが検閲に当たると。僕はそんな風には思えないんですが、それは法律家の皆さんに逆にお聞きしたいのですが、むしろ今、言った科研費の場合でも、事後的な用途が不適切であればちゃんと事後的な意見を言われてチェックされるわけです。事前チェックも事後的チェックもこういった補助金行政には非常に重要なものなのです。実際に経緯を見てみますと、大村知事が今回の平和の少女像に関して事前に芸術監督に意見を述べているんですよね。ところが、これについては全然検閲だとかいうことは言われていないんですが、写真にしたら良いんじゃないかとか、具体的な提案もしているわけです。ところが、事後的に例えば当事者である河村市長が意見を述べると、それは検閲だとか言われてしまって、事後的なチェックが十分に発揮できないような環境を外堀で埋められているような印象を持っています。この委員会ではそういったことがないように、事前チェックと事後的なチェックのあり方を含めて議論できればなと思っています。

山本座長　田中由紀子委員は、今お伺いした範囲とほぼ重なりますが、公共事業としての芸術祭のあり方はいかがお考えでしょうか。

田中由紀子委員　先ほど私が、現代美術にはグロテスクだったり不快に思う作品も多々ありますとお話しましたが、問題なのはそれを公共の施設である空間で、さらに公共の資金を使って、主催はあいちトリエンナーレ実行委員会ですが、主に愛知県、名古屋市、国から負担金で行う事業かどうかということが問題になるというか、そういったフレームで行う事業の場合はいかに自由な表現といえども、多くの方が不快に思うような展示や内容であった場合にはそれを避けたり、どういった意図でこういったことがなされているのかを丁寧に解説したり、もしくは展示を取り止めるといった配慮が必要になるのかなと思っています。あと、先ほどから検閲という言葉も出ているのですが、今回の場合は館内の来場者、スタッフの方々、周辺の学校、そういったものへの安全安心を保障するために展示を中止するとい

うことだったので、こういった観点での中止については検閲によって中止になったということにはならないと感じています。

山本座長 ありがとうございます。それでは中込委員に最後、とりわけ検閲について法律家の見解をお願いいたします。

中込委員 検閲とは、事前に発表前にチェックして発表させないことですが、出たあとで異論というのは全く検閲ではないですよ。市長が色々おっしゃっていたことが検閲だということにはならないです。公共事業としての芸術祭のあり方というのは、地方公共団体が文化にお金を出すということの意義は何か、市立の美術館も県立の美術館もありますよね。それは市がお金を出して保存すべき絵であったり、県民市民の情操の維持というのですか、それを地方公共団体の一つの使命だからやっているんでしょうね。僕はあまり地方公共団体にそういうところで散らして欲しくないと思直しますが、しかしやっているものはしょうがない。そういう意味で芸術祭も県民市民の文化的価値の向上というのですかね、あとはイベントとしての地域振興、あとは芸術家の育成、色々な意味はあると思います。それなりにそれが公共的価値を見出して行っていることだと思います。その意味でそういったところにお金を出すということの価値があるからだろうと思います。それを否定する気は全くないです。ですが、そういった場合に、一応意味のあるお金を使わなければいけないわけで、どうやったら意味があるのか、どれが無駄なお金か、芸術にお金を出すというのは非常に難しいですよ。先ほどもおっしゃっていたように、非常に主観的なものですから。それについて、これはほとんどない絵だと思っても誰かが良い絵だと思ったら、そこにお金を出す価値があるかもしれない。一事が万事だいたいそういうことになると思います。したがって、ここでそういった芸術祭で内容がどんな芸術祭であれ、お金を出すというそのものの問題自身が不毛な議論になるのではないかなと思います。ここで今回のような問題で、逆に市や県が慎重になると萎縮効果の方が大きいのではないかなと思うんですよね。もっと大胆に芸術に出してきたのが、却って問題にされるとどうしようという話になると、検閲じゃないですけど、かなり事前の注文が多くなったり、自由な芸術祭の運営に支障が生じてしまうのではないかと逆に心配しています。

山本座長 どうもありがとうございます。概ね、この中身に立ち入ることにはやや慎重である方が多いかと思います。どちらかという、手続き論がかなり問題だろうということでもとめたいと思います。それでは次に行って、今度は主に手続きの話と密接に関係するのですが、2番目の負担金支払いに関する法的課題と、3番目の市が負担することが適切な費用の範囲で、実際には同じような話になりますからこの2つをまとめてご意見伺いたいと思います。先ほど、手続き論で表現の不自由展実行委員会と芸術監督のこれまでのやり方と、あいちトリエンナーレ実行委員会の特にこれまで開催されていないという経緯、この2つが非常に大きな問題だと思うのですが、その点をまずは浅野委員いかがでしょうか。時間がないので、2と3をまとめて議論していきたいと思います。

浅野委員 その前に内容に踏み込むことに慎重という話がありましたけど、これも実行委員としてあるいは運営委員として名古屋市長がそこに入っておられるわけですよ。名古屋市長のご判断で例えば政治的中立性をこれは破っているだとか、あるいは日本国の象徴たる尊敬の念が足りないとか、そういったことをお考えになってご発言なさるといって、これは別に問題ないよということで、これは構わないよと思います。そういったことがさらに手続きの中にも反映されて、ですから全く内容がというわけではないです。それから、負担金の問題ですが、これは名古屋市が議決をして予算に上げているわけですよ。そのなかで、なぜこの芸術祭を名古屋市として負担金を出すのか、どういうお考えで出され

たかが、やはりひとつ大きいと思います。このなかで、例えば芸術であればどんな芸術であろうが、そこに内容に踏み込まずにお金を出すんだという意図で仮に負担金を出しているのであれば、その意志は尊重されるべきだと思いますが、恐らくこれはそうではないと思うんですね。名古屋市長あるいは名古屋市の局長が運営に携わっておられる芸術祭であること、というなかで負担金を決定されていると思います。そこで(1)の問題も絡んでくるわけですが、手続き的な適性が保たれていないといった場合に負担金をどう扱うかということだと思います。

山本座長 田中秀臣委員いかがでしょうか。

田中秀臣委員 法的な課題というのは、私は法的な専門家ではないので経済学的に考えざるを得ないのですが、『遠近を抱えて part II』の情報提供がなくて、なおかつその作品を中心にして鋭いはっきり政治的な対立が現象として起こってしまって非常に社会的な問題になってしまっているということは、これは先ほど感想のところで紹介しましたが、そもそも津田芸術監督は政治的にヤバイものであるということで、政治的な要素を多分に含んでいるということも考えてみると、愛知県の今回のあいちトリエンナーレのパートナーシップ連携事業の規約には、宗教活動や政治的活動を目的とする事業ではないことというものを明記してパートナーを募集しています。さらに、愛知県の文化振興基金はここで寄付を受け取ってトリエンナーレに活用するのですが、そこでも政治利用は禁止すると言っているわけです。名古屋市も同様な補助金の運用規約を持っています。芸術監督が明言していますので、政治的な要素が多分にあってヤバイということを重く取れば、これはやはり一種の確信犯的な判断だったのかなと思います。実際に起こった現象を見ても、これは政治的な対立であると。もうどれが良いか悪いかではなくて、対立が起こってしまっているという現象は明らかですよ。例えば JNN という TBS 系が世論調査をして、あいちトリエンナーレに文化庁が補助金を払わない決定について聞いたところ、適切だったというのが 46%、不適切だったのが 31%で、かなり拮抗した意見だと思います。払うべきでなかったという方が多いですが。あとは、産経 FNN で合同世論調査では展示されるべきアートかどうかを聞いたところ、思わないが 64%、思うが 23.9%と、そういったかたちで割合を度外視しても、かなり政治的な観点から対立が起こってしまっている。全ての人が恐らく、今回の展示は芸術よりも政治的な問題を前提にして問題化しているということに懸念を表明していると思うんですね。そこにいわゆる公金、税金を使って良いのかどうか。もともとの規約や募金の前提条件をおよそ満たしていないという点で、趣旨とも違う、さらに手続き上の情報提供が核心的な部分で十分にされていない。ということで、私は今回の公的な支出というのは今、出されていないところは当然すべきではないし、すでに出した部分は返還も含めて問いかけるべきだと思っています。

山本座長 ありがとうございます。田中由紀子委員は(2)と(3)についていかがでしょうか。

田中由紀子委員 先ほど浅野委員が、負担金について名古屋市の議会で議決されているけれどそれがどういう考えで議決したかという話がありましたが、このトリエンナーレのプレスリリースを見てみますと、開催目的のところに「新たな芸術の創造発信により、世界の文化芸術の発展に貢献します。現代芸術等の普及教育により文化芸術の日常生活への浸透を図ります。文化芸術活動の活発化により地域の魅力の向上を図ります。」と、この3つの開催目的があるんですけど、やはりこの開催目的に皆さんが賛同して議決されたということだと思います。実際に表現の不自由展のことが問題になっていますが、表現の不自由展を中心に展示内容のおおよそ3分の1の作家さんが参加 NG を表明して、全体の3分の1の展示が見られない状態に最終的にはなっているということについて、私の周りの人とかも「パスポート

を買って何回も会場に行きたくて楽しもうと思ったのが、実際は見たい作品が見られない状態になっている。これはパスポート買ったのに詐欺じゃないか」みたいなことを言っている友人たちもいて、というところから考えますと、この開催目的による文化芸術の日常生活への浸透を図りますというところで、実際図りきれなかったというか、その部分で、美術に親しもうとしていた積極的な方たちの期待を裏切っている部分は否めないのかなと感じます。実際の表現の不自由展については先ほど冒頭に言ったみたいに、あいちトリエンナーレの展示作品の中では本当に一部ではあると思うのですが、実際その影響として3分の1の展示が見られなくなってしまった状況というのが市民の方にとってもとても影響のある事実になっているのかなと思いますので、そういった部分も含めて考える必要があるのかなと思っています。

山本座長 どうもありがとうございました。それでは、中込委員からお願いいたします。

中込委員 かなり難しい問題ですが、補助金を出して場を提供して展示するというところで、今回の少女像について場を提供してそれを一般展示するということによって、県内市内がその少女像の作者の意図を支持しているんですね。それでそういうものを展示すると誤解される、そう思われるんだったらそんな補助金を出してはいけないんですよ、それはそう思う方がおかしいのであってそれを言えるかということになると、これは微妙な問題で、少女像を大村知事が一生懸命擁護したんだと一般には思われて、河村さんは反対してとんでもないと、こういう話も誤解ある人も出てくるわけですよ。そういう金を出して展示している内容が表明している思想に対して、そういう風に自治体が思われるような補助金は提供するようなことはしちゃいけないということだろうと思います。抽象的に言うのです。そこはなかなか難しいかもしれませんが、やはりそういった誤解が生じるような内容への補助金の提供なり場の提供なりということは非常に問題だと思います。先ほどおっしゃった政治的、宗教的などということでは、その政治的宗教的なことに補助金を出している加担している、それを味方しているということとは絶対いけないことであって、そういうことを表現しているものに場を提供しているだけであって、それ自身が政治的・宗教的な意味はまったくないということが一般に分かるようなことでないといけないと思っています。美術的なこともあるでしょうが、そのところの一般的な受け取られ方を十分意識した補助金助成というのが重要ではないかなと思います。

山本座長 ありがとうございます。資料15に名古屋市長があいちトリエンナーレ実行委員会負担金交付決定通知書というものを出示しております、これによると1億7,100万円余をすでに4月26日に6,500万円余、7月19日に7,200万円弱、これはもう概算払いで支払っているようですが、先ほど事務局の話によると、3,300万円余はまだ支払っていないということでもあります。先に田中秀臣委員がおっしゃったわけですが、この扱いをどうするかというのが今回の委員会のひとつの任務であります。田中委員は先ほど全部そんなものは無駄だとおっしゃるのもあるし、

田中秀臣委員 文化庁も言っていますが、「表現の不自由展・その後」だけを取ってこの分に掛かったお金だけはあげませんとか、そういう判断は難しく、やはりあいちトリエンナーレに与える補助金として一体のものであって、だから全体を支給しないという判断を文化庁はしたんですよ。名古屋市の方も同様だと思います。この未払いの部分だけ、これはあくまで単純なお金の手続き上の問題でしかないわけですよ、三分割したというのは、今回の補助金を与えるということが不適切であると判断すれば、当然今まで払った分も表現はわかりませんが、返済してもらおうということも含めて考えた方がよろしいのではないかなと思います。

山本座長 そういうことが可能かということですが、この決定通知書によりますと(4)に「市長は負担

金の交付決定後、事情の変更により特別の必要が生じた場合には」ということになっていますので、これがひとつの要件で、これに該当すると考えれば、今おっしゃったようなことになると思うのですが、そのためには先ほど色々取り上げられた手続き上の問題ですね、特に県と市がせつかくのあいちトリエンナーレ実行委員会の規約通りにどうも運用されていないという手続き上の問題がということになるか、あるいはいわば展示が最後までどのようなものが展示されるか全然分からずに、突然閉鎖されてしまった。この二つの件が私は問題だろうと思っています。どういう理屈でこの取り扱いを考えるかを各委員に聞いてみたいと思います。浅野委員はどう考えますか。

浅野委員　やはり、これは名古屋市として1億7,000万円の負担金、補助金を決定しているわけですが、この交付決定をした意図が達成できているかという話で、そのなかで名古屋市として市長も局長も実行委員に出して運営委員としてもその活躍を期待している、そういったことが全く無視されていて運営されている。そういった芸術展自体が全く名古屋市の意図とは反するものだと評価するのであれば、これは全部取り消して返還を求めれば良いと思います。ただ、名古屋市長がそういったことを言ったけれど、名古屋市の意図する効果は一定程度上げることができたのだと、今回の表現の不自由展以外の展示ということもありますけれど、そういったことも含めて一定程度の効果を上げることができたのだということであれば、それに応じて減額をするということもあり得ると思います。

山本座長　私もその辺は気になっていまして、トリエンナーレ全体の話というよりは、先ほど田中由紀子委員がおっしゃったように、これは表現の不自由展はその一部であろうと。ただ、いくらかかってどうこうというのはなかなか切り分けられない難しいと思いますけれども、トリエンナーレの表現の不自由展以外の展示は、先ほど商店街でやったことが非常に成功したとおっしゃっていましたが、そういうこともどう考えるかがこれからの検討課題だと思うのですが、この辺はあとから事務局の方でどう評価するかを聞いてみたいと思います。田中由紀子委員はいかがでしょう。

田中由紀子委員　私は法律的な考え方はよく分からないのですが、先ほども申し上げた通り、表現の不自由展というのは今回のトリエンナーレの中のごく一部であるということと、ただそこだけが問題ではなくて、実際、それによって参加を中止したり自分で辞退したりした作家の方も多く、そこでトリエンナーレ全体の規模も小さくなってしまって、本来、期待できた効果や皆さんに楽しんでいただけたり、色々な関心興味を広げたりというところが期待通り成し得なかったということになるのかなと思います。その部分が、名古屋市議会が議決したときの期待に対して、どれくらい成し得ているのか成し得ていないのかというのをどう判断するのかというのがとても難しい部分だと思います。ただ、それでもやはり今回のトリエンナーレについてそういった議論を醸した部分も含めて、考えるきっかけや問題提起をした部分で高い評価している人もいますので、その部分を考え併せて全て払わないというのはちょっとどうなのかなと思うのですが、どうやってそれを換算したり評価するのはとても難しいかなと思っています。

山本座長　それでは、中込委員に締めていただければと思います。

中込委員　補助金交付決定が全額3回にわたって払いますということになっていまして、内容はともかく催しがやられたわけで、そういう意味では補助金交付決定の目的は達しているわけですね。中身に一部本来の目的を達していないとかトラブルになったようなことがあったにせよ、トリエンナーレの開催ということについての目的は達していて、河村市長の存在感が非常に際立ったのですが、そういう意味では目的に達していないといえないと思うんですよね。3回目の補助金だけ出さないというのは、却

って使えないんじゃないかと思うんです。手続き的にじゃあ全部補助金を取り消すほどの違法かというところまで、一部だけ取り消すというのはなかなか理屈が難しいんじゃないかと思うんですよ。全部取り消すかということにしかならないと思う。今回の場合、確かに一部問題の展示があって、その問題の展示については金を出したということは結果論なんですよね。前、交付決定したときはそんなことになるとは思っていなかったわけであって、結果論でこうだったからと言ってあとで取り消すというのは、なかなか行政の理屈としては難しい。要するに払わざるを得ないんじゃないかなと思います。

山本座長 どうもありがとうございました。やはりある程度私の想像した通り、減額支給と全額支給の2つで分かれてしまってなかなか議論が尽きないところだと思います。この辺は、先ほどのどれだけ手続き上の欠陥について、指摘するかというところがあると思いますので、これはひとつ、今回は引き取らせていただいて、また次回に議論したいと思います。もともと非常に難しい問題ですから、これという問題があまりないと思うのですが、もうひとつお伺いしたいことは、例えば3回に分けて支給するという約束をしたのですが、事務局の方でどうしてこのような割合になったのかを教えてください。6,500万円、7,100万円、3,300万円ということについて、大体で結構ですが。

事務局 まず、議論の前提で用語の確認だけさせていただきたいと思います。負担金という表現と補助金という表現が二つお話の中で出てきています。私共は地方自治体の中で負担金と補助金という用語を使い分けを一般的にしております。補助金というのは他の事業体を実施をする事業に対して何らかの手を差し伸べるための支出をするものでございます。一方で負担金というのは名古屋市が実行委員会のような実施主体の組織の中に構成員として入りまして、それを内側から支えていく一員としてお金を出すというものでございます。若干、自治法にも関連の記述が補助金につきましてもありますが、負担金と補助金は若干、性格的には異なっております。先ほどのご質問に戻りまして、なぜこういう負担割合になったのかですが、当初31年度の事業計画を県が中心となった実行委員会が決定をしたときに、先方から月ごとの支出が予定されるので、それに見合った収入を確保したいと、3回に分けて払うのですが、それぞれのタームごとに必要な額を事務局の方が計算をしまして、それを名古屋市に割合として負担してくださいということになっています。元のデータは実行委員会事務局の方が積算したものを、県と市の割合に分けて請求してきているというのが実情でございます。

山本座長 つまり、その時点でトリエンナーレ全体の資金需要に応じて出していくということなんですね。

事務局 ご指摘の通りでございます。

山本座長 もうひとつの質問は、表現の不自由展だけを切り出していくらかということが出来ますか。

事務局 先日、概算で発表した中でいくと、約420万円が表現の不自由展に直接関係する経費と聞いています。その他、警備を増強したり追加で印刷物を作ったりということがあればまた別途だと思いますが、そういったところはまだお聞きしておりません。

山本座長 今よく分からないとおっしゃった警備費用とか新たな追加的な資料とか、そういうものに対する費用は分かれますか。

事務局 新聞報道には一部1,800万円が警備費の追加として発生しているとあって、報道からは我々も把握しておりますが、直接事務局からそういった内容の詳細はまだ聞いておりません。

山本座長 本体では400何万円、今おっしゃった警備費の追加費用で1,800万円というところ、これはかなりありますね。

事務局 報道の資料によりますと、追加の費用としては警備費に加えまして作家の方のボイコットされた方の日割り計算を減額した分など、そういったものを差し引きした結果の 1,800 万円の増と報道にはなっております。

山本座長 そういうことを実行委員会事務局に聞いたら教えてもらえるものでしょうか。

事務局 はい、私共はそういったところは非常に重要な情報だと思っておりますので、ぜひ確認をしたいと思っております。また、先ほどご説明させていただきました来週の 26 日にも、ようやく実行委員会運営会議が開かれる予定と聞いておりますので、そういったところあるいは決算報告、あるいは中間決算のようなことが発表されれば詳細が示される可能性はあると思っております。

山本座長 来週運営委員会がやっと開かれるということですか。

事務局 冒頭申し上げました通り、数日前になりまして、ようやく今月の 26 日に実行委員会の運営会議が開催されるということで我々もお聞きしたところでございます。

山本座長 ありがとうございます。そうすると、まず私が聞いたお金の話はできれば次回までに分かればありがたいですね。それから次回までに運営会議の経過と内容も教えていただければありがたいです。ということで、本日はなかなか隔たりが大きいということがあったわけですが、何か追加してお伺いすることはありますでしょうか。浅野委員大丈夫でしょうか。

浅野委員 はい、大丈夫です。

山本座長 田中秀臣委員いかがでしょうか。

田中秀臣委員 ちょっと聞きたいのですが、資料 15 の(4)のところで、「市長は負担金の交付決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは」とありますが、このときの「事情の変更」に先ほどからずっと問題になっている核心的な作品について情報の提供が無かったということ、2 番目の市と県の間で意志の疎通が無かったこと、または県の検証委員会が出たように芸術監督の恣意的な判断のウエイトが非常に大きかったこと、そういったところがこの「事情の変更」の中に入って、これからこの場で議論されると考えてよろしいのでしょうか。

山本座長 この事情の変更というのは、いわゆる私共の言葉では「あてはめ」ということなんです、事実があってこれに当てはめるということですから、いずれにせよ仮に支払わないとなった場合には、事情の変更とは何かということは詳細に議論する必要はあると思っております。それでは、田中由紀子委員いかがでしょうか。大丈夫ですか。

中込委員 今のことでちょっといいですか。今後どうするかという話で、事情の変更があるかというところですが、もうひとつ、特別な必要が生じたときは変更されなければいけないとあって、「事情の変更」と「特別な必要」の両方が当てはまるかどうか、このような議論ができればと思います。

山本座長 いずれにせよ、それは恐らく次回の議論の中心的なところではないかと思っております。それが結局は払うか払わないか、払うにせよいくら払わなければいけないかという議論に繋がると思います。ということで、本日は結論が出ないのですが、およそ皆さま方の考え方は分かりました。何か事務局から伝えたいことはありますでしょうか。

事務局 一点だけですが、先ほど田中由紀子委員の方からもご指摘のございました予算をお認めいただいたときの我々名古屋市としての考え方を確認させていただきますと、予算上は先ほどおっしゃったことに非常に近いのですが、あいちトリエンナーレの開催の趣旨というのが我々議会におはかりする資料にも掲載されております。それだけ読み上げさせていただきますと、愛知、名古屋から新たな文化芸

術を発信し、地域の文化芸術の活性と地域の魅力向上を図るため 3 年ごとに現代美術を中心とした国際的な芸術祭を開催するものとうとごころでございまして、目的は「地域の文化芸術の活性化」と「地域の魅力向上」という 2 つございます。ですから、文化芸術の活性化だけではなくて、地域の魅力向上も目的の非常に大きな要素になっています。我々名古屋市の予算上は、この 2 つの要素をきちんと加味したかたちでの事情の確認と検証が必要ではないかと考えています。

山本座長　それはあまり聞いていなかった話ですから、それも良く検討して次回出していただければと思います。それではここで宿題があって恐縮ですが、本日議論していただいた中身で大体皆さま方の考え方が分かりましたので、それについてさらに追加すべき意見や整理すべき意見などがあれば次回までにお示しいただいて、次回の検証をより有意義なものにしたいと思っておりますので何かあれば出してくださいと思います。これからの予定ですが、第 2 回会議に皆さまの意見を整理してある程度方向性を決める、第 3 回の 3 月の会議でそれをまとめて決定する、ということで引き続きよろしく願いいたします。それでは事務局に議事をお返しします。

事務局　山本座長、委員の皆さま長時間にわたり、ご議論いただきありがとうございます。座長からもございましたように、今後第 2 回の会議に向けて委員の皆さまからのご意見をお伺いして参りたいと存じますのでよろしくお願いいたします。それでは以上にて、第 1 回あいちトリエンナーレ名古屋市あり方・負担金検証委員会を終了いたします。どうもありがとうございました。